

一、**仙山仕立方之儀**、山方役人并村役人相互ニ心ヲ合、山方式能々致心得、惣主取得差図  
在番引合之上百姓男女へモ右旁之旨趣委細申聞、仕立方入念候。諸村百姓之儀、曖役人  
へ被召授置候付テハ、曖役人其村之仙山仕立方一向不相構、山役人計ニテ致夫遣候テハ  
百姓請込モ宜無之下知方差支可申積候間、樹木仕立方例相立其村役人へ引渡、山方役人  
モ相合可働候、尤山方下知方之依善惡御褒美又ハ御咎目之儀モ同前可被仰付候間、此旨  
得其意候様可申渡事。

(対訳) *吉川の本領の内に於て西里と東里の小山の上に井戸有り、人賃田山一間*

1、**仙山仕立**（造林整備）については、山方役人並び村役人とも相互に心を合わせ、仙山  
方式をよくよく心得、総主取の指示を受け、在番立ち会いの上、百姓男女へも右の趣旨  
を詳細に申し聞かせて造林整備に専念すること。諸百姓を管轄の役人に委任してあるの  
は、管轄の役人がその村の造林整備に一切無関心で、山方役人ばかりに労働させていて  
は百姓の意気込みも宜しくなく、下知方に支障がでてくるものと思われる所以、樹木育  
樹の例を作つてその村の役人に引き渡し、山方役人も一緒になって働くべきこと。尤も  
山方役人の下知方の善惡により、ご褒美或いはお咎目も仰せ付けられるので、この旨、  
その意を理解するよう申し渡すべきこと。

一、**仙山之内、皆粉地・大野武ヶ所之儀**、格別成所柄殊ニ敷地モ広、早々仕立申サテハ不  
叶、就中皆粉地仙山ハ悉ク致開地、四、五年以來ハ松種子蒔入等手ヲ付候得共大分之残  
高ニテ、余之仙山敷同様各村分ヲ以仕立サセ候テハ中々届兼候間、右仙山ハ保良・新城  
・比嘉・長間・友利・砂川・福里、都合七ヶ村并西里添村、且大野仙山ハ右外之村トノ  
賦付、年々耕作之余力見合、時節無間違相仕立、毎年其首尾可申上候。右武ヶ所相仕廻  
候ハバ、其余之仙山仕立方ハ所柄・前後等見合、御問合之上仕立方可申渡事。

(対訳) *吉川の本領の内に於て西里と東里の小山の上に井戸有り、人賃田山一間*

1、**仙山の内、皆粉地・大野の2か所**は特別な所柄で殊に敷地も広く、早々に整備しなく  
てはならないが、中でも、皆粉地の仙山は殆ど開地して4・5年間は松種子の蒔き入れ  
等をして手を付けてきたが未だ残高が多く、他の仙山敷と同様に各村分を以て整備させ  
ては中々達成できないので、右の皆粉地の仙山は保良・新城・比嘉・長間・友利・砂川  
・福里の合計7か村と西里添村、大野仙山は右8か村以外の村に割り振り、年々、耕作  
の余力を見合わせて、時節を間違えることなく整備し、毎年、その経過・結果を報告す  
べきこと。右の2か所の整備が終わったら、その他の仙山の造林整備は所柄・後先などを  
を考え、お問い合わせの上、整備方を申し渡すべきこと。

一、**小松堅立之所ハ間ふけ致シ、用達は所用へ召成、余ハ村々百姓共へ可致配当事。**

附 山方役々筆者共前廉差越樹木之善惡調部方之上、間ほけ可致等ハ一々印部致シ、且人夫多人数差屯候テハ不締之基候間、山敷ニ応ジ分量相考、構役々筆者ニテ山中へ召列、検見之上伐取差候テ本數取占、惣主取印紙免ヲ以其付届可致候也。

(対訳) 附 山方役々筆者共前廉差越樹木之善惡調部方之上、間ほけ可致等ハ一々印部致シ、且人夫多人数差屯候テハ不締之基候間、山敷ニ応ジ分量相考、構役々筆者ニテ山中へ召列、検見之上伐取差候テ本數取占、惣主取印紙免ヲ以其付届可致候也。

1、小松の密集している所は間引きして、使用できる物は役所用とし、余りは各村の百姓共に配当すべきこと。

附 山方役人・筆者共は、前記の小松密集する場所に赴いて樹木の善惡を調査し、間引きすべき樹木などは一々印を付け、且つ、人夫を多人数集めては不締の基となるので敷地に応じて分量を考え、担当役人・筆者で人夫を山中に連れて行って検査の上伐採し、そうした上で伐採本数を取りまとめ、総主取の書類決裁を以て届け出すべき事。

一、杣山方諸事入目料取払帳之儀、村役人・杣山筆者相取占、毎年六月・十二月両度、構之杣山役人方へ差出、惣主取見届之上勘定座方へ申渡、在番・頭印押格謹可致事。

(対訳) 附 杣山方諸事入目料取払帳（諸必需品料の出納簿）は、村役人と杣山筆者で取りまとめ、毎年6月と12月の2回、担当の杣山役人へ提出し、惣主取の確認の上、勘定座へ廻し、在番・頭の押印をして保管すべきこと。

一、在番之儀、年ニ一度宛、惣主取同心ニテ年中之山仕立高致見合、且又、諸中一度新古仕立之杣山惣見分ニテ致差引、帰帆之節善惡之首尾可申出事。

(対訳) 附 在番は年に1度は惣主取と一緒に年間の山林造成面積を確認し、且又、1度は島中の新杣山・古杣山を全て視察して增加分を計算し、帰帆（琉球に帰国）の際、その善惡の経過・結果報告をすべきこと。

一、惣主取之儀、毎年春秋之比、両度、耕作見廻兼務ニテ村々罷通、各構之杣山役人・杣山筆者共召列山方致見分、諸事下知方可入念事。

(対訳) 附 惣主取は、毎年春と秋の頃、2度、耕作巡視を兼ねて各村を通り、各村担当の杣山役人・杣山筆者を召し連れて山林を視察し、諸事の下知方には念を入れるべきこと。

一、杣山方役人并諸村役人之儀、月ニ六度宛構之山敷廻勤、当番之杣山筆者・山方加勢筆者・山のひや共精不精又ハ山中締向之緩嚴現場見届、翌日在番方并惣主取へ首尾（可）

申出事。

附

一、廻勤之儀、定日相立候テハ精不精糺方（不）罷成候間、日柄ハ不差限見込次第本文之度數可差越候事。

一、乗馬之儀、諸村役人ハ曖村、榎山役人ハ各構之勤番之村々廻合ヲ以、無親疎可相達候也。

（対訳）

1、榎山方役人・諸村役人は月に 6 度は管轄の山林を巡回し、当番の榎山筆者や山方加勢筆者・山のひや共の真面目・不真面目又は山中取締りの緩厳を現場確認し、翌日、在番方並び惣主取へ経過・結果を報告すべきこと。

附

1、山林巡回の日をあらかじめ決めておくと、真面目・不真面目を糺すことはできないので、日柄を決めず見込み次第で本文の回数（月 6 度）巡回すべきこと。

1、乗馬については、諸村役人は管轄の村・榎山役人は担当勤番の村々から輪番で以て平等に調達すること。

一、地船其外船々役物モ可成程來之木ハ一々相改札付用木帳ニ書載置、地船修補其外船作事等ニ付テ右用木之内ヨリ伐取候節ハ、在番・頭印紙ヲ以帳面其付届可申渡事。

（対訳）

1、地船・その他の船々に役に立つ程の木は一々調べて札を付け用木帳に記載して置き、地船の補修・その他船造りなどのため右の用木の内から伐採する際は、在番・頭の決裁書を以て帳面にその記帳を行うよう申し渡すべきこと。

一、松種子之儀、年々時節無間違もり集、尤敷地兼テ致焼払十月比可蔵入事。

附 本文蔵入敷堅立之所段々有之候間、右体之所ハ併け取別敷ヘ可植付候也。

（対訳）

1、松の種子は、年々、時期を間違えずにもり取って集め、敷地はあらかじめ焼き払っておいて10月頃に蒔き入れるべきこと。

附 本文の蒔き入れた敷地には密集した所が次第にでてくるので、右の密集状態の所は引引き取って別の敷地に植え付けるべきである。

一、松種子もり取候砌、山のひや共ニ不任置、榎山役人并村々構筆者共検見ヲ以本木不相痛様可為もり取事。

(対訳)

1、松の種子をもり取る際は、山のひや共に任せておかず、杣山役人並び担当の筆者共の  
檢見を以て本木を痛めない様にもり取るべきこと。

一、去木・椎木・いちよ木・よす木之儀、実熟之時分松種子同前もり集、種子おろしニテ  
盛生次第場所見合移植可仕事。

附 去木之儀ハ苗種ニテハ生付無之候間、其心得ヲ以場所見合可蔵入候也。

(対訳)

1、去木（キャーギ=いぬまき）・椎木（しいのき）・いちよ木（イジュの木）・よす木  
(ユスキギー=いすのき) は、実が熟した時分に松種子と同様にもり集め、種子おろし  
をして、生育次第、場所を見はからって移植すべきこと。

附 去木（いぬまき）は苗種では根づかないので、その心得をもって場所を見はからい  
蒔き入れるべきこと。

一、去木・ほく木・櫟木・せんだん木之儀、素ヨリ島中有之物ニテ候間、是又種子おろし  
ニテ里山ハ勿論杣山土手内ニモ場所見合手広仕立方可申渡候。

附 右之外ニモ島用相立候諸木ハ場所見合可蔵入候也。

(対訳)

1、去木（いぬまき）・ほく木（福木）・櫟木（ハザマギー=はぜのき）・せんだんの木  
は、元々、島中に有る物であるから、是れも又、種子おろしをして里山は勿論、杣山の  
土手内にも場所を見はからって手広く造林するよう申し渡すべきこと。

附 右の他にも島用に役立つ諸木は場所を見はからって蒔き入れるべきこと。

一、多良間島之儀、遠海相離候付テハ惣主取罷渡杣山方下知方不罷成候間、諸役人引請ニ  
テ大地方同前山法之通相勵、詰中樹木仕立方委取占、代合之砌跡役へ致次渡、左候テ帆  
帆之節惣主取并在番頭へ首尾可申出事。

(対訳)

1、多良間島は遠海の地であり惣主取が渡島して杣山の下知をすることはできないので、  
諸役人の責任で宮古島と同様に「山法」の通り働き、赴任中に樹木の仕立方を詳しく取  
りまとめて、交代の際、後任の役人に引き継ぎ、宮古島に帰島したら惣主取・在番・頭  
に経過・結果を報告すべきこと。

一、仕立山之儀、樹木植付候迄ニテ下草等相払不申候テハ盛長不仕、其上、出火災殃モ可

有之候間、小木之内ハ毎年春秋両度宛、構之山々頭迦之老若男女召集下草払除サセ候様可申渡候。尤樹木致盛長出火念遣無之候ハバ其儀ニ不及候。且又、大風之後ハ山筆者ニテ山当召列致見分、樹木之根相弱候等ハ入念相堅、左候テ首尾申出候様可申渡事。

附

一、火用心道之儀、他所ヨリ移火無之様横三間程場所次第明通置、春秋両度可為払除候也。

一、大野杣山後表之野地ヨリ出火出来ケ間敷、右野地ハ広有之遠方ヨリモ移火イタシ候間、可成程其近辺屋取之者ニテ明開致作職、火用念遣無之様可取計候事。

(対訳)

1、仕立山（造林した山）について、樹木を植えるだけで下草の除草を行わなければ樹木は成長しない。その上、出火の災害も出てくるので、小木の内は毎年春秋の両度、各管轄の山々を頭迦（14才以下・51才以上＝非納税対象者）の老若男女を集めて下草の除草をさせるよう申し渡すべきこと。尤も樹木が成長し出火の心配がなくなれば除草を行わなくてもよい。且又、大風の後は山筆者は山当（山番人）を連れて調査を行い、樹木の根が弱っていたら念入りに固め、そのようにして経過・結果を報告するよう申し渡すべきこと。

附

1、火の用心の道について、余所から移り火がないように横3間（5.46m）ほど場所により開け通しておき、春秋の両度、除草を行うこと。

1、大野杣山の前後の原野から出火させてはならない。右の原野は広大なので遠方からも移り火するので、なるべくその近辺に居住する者に開地させて農耕を行わせ、火を用いても心配がないように取り計らうべきこと。

一、土手外之羽山並作地不障場所ニ萌立候諸木之儀、所之重宝ノミニテ無之、作場之抱護ニモ相成候間、其心得ヲ以猥リニ伐明不申様可申渡事。

(対訳)

1、土手の外側の葉山並び畠に支障のない場所に茂っている諸木は、村の重宝のみならず畠の保護にもなるので、その心得を以て猥りに切り開かないよう申し渡すべきこと。

一、杣山土手之儀、年々相調部土手印惣ニ有之候様見格護可入念候。尤及破壊候節ハ則々構之山方役人・在番・頭へ申出修補可致事。

(対訳)

1、杣山の土手（堤防）については、毎年調査を行い土手印が確かに有ることを確認して

念入りに保護すべきこと。尤も、破壊している時にはすぐに担当の山方役人・在番・頭へ報告し補修を行うべきこと。

**一、万一、山中へ出火有之候ハバ、他村逆モ最寄次第役々并百姓中早速馳集取消候様、堅可申渡置事。**

(対訳)

1、万一、山中に出火があった場合には、他村であっても最寄りの役人並び百姓は早速馳せ集まり、消火に当たるよう厳しく申し渡して置くこと。

**一、諸木柵取之砌ハ惣主取并構之役人筆者差越檢見ヲ以為伐取候事。**

(対訳)

1、諸木材を取る際には、惣主取・担当役人・筆者は現場に赴いて検見の上、伐採を行うこと。

**一、山仕事之儀、時節無後兼テ日柄相究、在番・頭へ引合之上、敷地坪高村々正頭ニ応シ賦入、印紙免之上可為相勧事。**

(対訳)

1、山仕事について、時期を逸しないよう予てより日柄を調べておき、在番・頭の確認の上、敷地・坪高（面積）を各村の正頭（15才以上50才以下）の人数に応じて割り振り、書類決裁のうえ働くべきこと。

**一、諸村模合又ハ自分仕立て里山ヨリ山方案内無ニ松木并法度之樹木伐出候テハ、杣山締向之故障相成事候間、山方へ申出惣主取印紙免ヲ以山方役人・筆者検見之上為伐候事。**

(対訳)

1、各村の共同又は自分仕立ての里山から、杣山係に案内なく、松木や法度の樹木を伐り出しても杣山の取り締まりに支障があるので、杣山係へ申請し惣主取の書類決裁を以て杣山役人・筆者立ち会いのもとで伐採すること。

**一、山方筆者加勢之儀、山之広狭ニ応シ両三人宛致番賦、当番之節ハ構之杣山筆者一同昼夜詰込、朝晚兩度、山中走廻勤番入念、番代合之節ハ跡番相合相改、堅固致次渡、構之役人へ首尾可申出事。**

(対訳)

1、山方筆者加勢は、山の広狭に応じて三人づつ当番を割り振り、当番の際は担当の杣山

筆者一同と昼夜勤務し、朝晩の両度、山中を巡回して勤番に念を入れ、当番交代の際に  
は後番と会って厳重に引き継ぎを行い、担当の役人へ経過・結果を報告すべきこと。

一、山方役人伊良部島へ罷渡候節乗舟之儀、右五ヶ村無親疎廻合ヲ以相違、帳面払出事。

(対訳)

1、山方役人が伊良部島へ渡る時の舟は、伊良部5か村で平等に輪番して準備し、帳面に  
記しておいて請求すべきこと。

一、諸木核苗之儀、島元不有合等ハ、御当地ヨリ代錢差替所望申請、仕立方可致事。

(対訳)

1、諸木・その苗について、宮古島に有り合わせのない物は、沖縄本島から購入所望を申  
請して、その仕立て方を行うべきこと。

一、普請修補并船作事等之節、各入用之材木船手座ヨリ入目考ヲ以、在番・頭印押渡候ハ

バ、諸村正男ヲ応シ無親疎賦入、勘定座へ差出相遂、在番・頭印紙免之上、柾取可為致  
事。

(対訳)

1、新築・補修並び造船等の時は、各必要な材木は船手座の必要目録案に在番・頭が押印  
して渡すので、諸村の正男（15才～50才）を必要に応じて平等に割り振り、勘定座  
へ提出して、在番・頭の書類決裁のうえ樹木の伐採は行うべきこと。

一、杣山近辺并野原辺ヨリ炬火持通候節、其慎ヲ以罷通候儀ハ勿論、道路落火見当候ハバ

則々相消候様、諸村役人・筆者ニテ常々堅申渡、違背之者於罷在ハ本人ハ不及申暖役人  
・筆者共ニ至ルマテ其科逃間敷事。

(対訳)

1、杣山近辺並び野原辺りを炬火（たいまつ）を持って通る時は、慎重に通ることは勿論  
のこと、道路に落火を見つけたら直ぐに消す様に、諸村の役人・筆者は常々厳しく申し  
渡し、これに違背する者があれば本人は言うに及ばず、管轄の役人・筆者ともその咎を  
逃れることはできないこと。

一、杣山近方屋取付居之者共所望ヲ以山番申付、山番組帳構之村役人ヨリ山方へ差出、在  
番・頭印押廻勤之節ニ精不精相糾致取締、自然杣山ヘ聊爾又ハ火難等出来候ハバ、不届  
之稟ニ応シ、各最寄頭々之面々科牢又ハ枷懸・日晒、依品ハ流刑ヲモ可被仰付候間、取

締向可入念事。  
(対訳)

1、杣山近くの家に住居する者共を、希望があれば山番を申し付け、山番組帳を担当の村役人から杣山係へ提出し、在番・頭は押印して巡回の時に真面目・不真面目を糺して取締り、自然、杣山へかりそめにも火難などがあった場合には、不届きの稟に応じて、各最寄り村頭の面々に科牢・又は枷懸・日晒、事に依っては流刑をも仰せ付けられるので取締りには念を入れるべきこと。

一、平良中里并抱護之儀、風水ニモ相懸リ肝要成所ニテ令盛茂候様無之候テ不叶事候間、尤里山抱護ヨリ樹木伐取又ハ猿ニ踏入牛馬等繫候者ハ、牌板ヲ以科定相立、日科米相懸  
嚴重取締可致事。

附 本文科米之儀、山方へ致取納、帳付ヲ以則々惣主取印押、印紙免之上、山方筆者加勢山番之節、飯米故実ニ差引可致候也。

(対訳)

1、平良中の里並び抱護林は、風水にも影響し重要な所なので樹木を繁茂させるように。尤も里山・抱護林から樹木を伐採し、又は妄りに踏み入って牛馬等を繋ぐ者は、看板を以て料を定め、日科米を懸けて厳重に取締りを行うべきこと。

附 本文の科米は杣山係に取り納め、帳面に記載してすぐに惣主取の押印をもらい、書類決裁のうえ、山方筆者加勢の山番の際の故実飯米に当てる。

一、松種子之事 但九月中限

一、櫻木種子之事 但六月中限

一、屋良部種子之事 但十一月限

一、福木種子之事 一、せんたん種子ノ事 一、たまほヘ種子ノ事 但三行八月中限

一、いち（よ）よす種子ノ事 但十月中限

右諸木種子之儀、毎物成諸村正頭ニ応シ定手形割通村々へ相渡、扣帳ハ山方へ格護仕置、月限通山方役人筆者調方之上可致取納候。自然限過候ハバ在番・頭へ申出、曇役人構之筆者其科可申付候事。

(対訳)

1、松種子の事 但し9月中限

1、櫻木種子の事 但し6月中限

1、屋良部（ヤラブ）種子の事 但し11月限

1、福木種子の事 1、センダン種子の事 1、たまほヘ種子の事 但し3行8月中限

1、イスノキ種子の事 但し10月中限

右の諸木の種子について、実が成る毎に諸村の正頭（正人）に定手形を割り振って村

タへ渡し、控帳は榎山係で保管し、月限の通り山方役人。筆者は調査のうえ取り納めるべきこと。自然、月限を過ぎた場合には在番・頭へ報告し、管轄の役人・担当の筆者へその咎を申し付けるべきこと。

一、松木之事 一、いちよ木之事 一、櫻木之事 一、たまほへ木之事

一、からくるはう木之事 一、屋良部木之事 一、椎木之事 一、去木之事

一、福木之事 一、かふ木之事 一、いち（よ）よす木之事 一、せんたん之事

右令盛生候様無之候テ不叶猥ニ伐取候儀、一往法度申渡置候上、取締トシテ山方筆者加勢共非番之面々番組ニテ平良五ヶ村界分ヲ以賦置、不斷走廻、右樹木持通候者取付申出候ハバ伐取候木取揚之上三日之科牢、若乍致見分免置脇ヨリ露顯有之ハ構之面々則々代合可為致事。

(対訳)

1、松木の事 1、イジュ木の事 1、カシの木の事 1、たまほへ木の事

1、からくるはう木の事 1、ヤラブ木の事 1、シイノキの事 1、イヌマキの事

1、福木の事 1、香木の事 1、イスノキの事 1、センダンの事

右の樹木は繁茂させるよう、そうでなくては困るのに、妄りに伐採することは、一応御法度（禁止）を申し付けた上、取締りとして山方筆者加勢共を非番の者たちから番組を作つて平良5か村の境界に配置し、當時巡回を行い、右の樹木を持ち通る者を捕らえたとの報告があれば、伐り取った樹木は取り上げたうえ3日間の牢込め、若し発見しながら黙認し後で露顯した場合には担当の者共をすぐに交代いたすべきこと。

一、山方筆者加勢當番之節ハ故実飯米召付來候処、咸豐五卯年被召留、其以來不進相成候付、以前之通山番之節ハ飯米故実被召付、尤人体次第飯米故実不相望方ハ本職之外日三ツ宛之勤星被成下度同治八巳年訟之上相濟候処、右之通重星取候テハ余之奉公人共立身向差障候間、前々之通故実飯米可相渡事。

(対訳)

1、山方筆者加勢の当番の際には故実飯米を支給してきたが、咸豐5年（1855年）に召し留められた。それ以来順調に事が進まないので、以前の通り山番の際には故実飯米を支給し、或いは人により故実飯米を望まない者には本職の他に1日3つの勤星を下されたく、同治8年（1869年）に上申を済ませたが、右の通り勤星を重ね取らせては他の奉公人の立身に支障があるので、以前の通り故実飯米を支給すべきこと。

一、諸村榎山筆者山番之節暖役人賦合次第加勢筆者杯ヨリモ足勤サセ緩之基候間、本役ニ限り可為相勤候、尤何歟御用ニ依足勤不致候テ不叶節ハ耕作筆者・同役筆者之間ヨリ人

体見合、山方役人書付ヲ以申出、在番印紙免之上可為相勤事。  
附 桧山構之筆者何歎病氣又ハ忌入等之節足加勢筆者之儀、曇役人縁取次第若輩之者共  
ヘモ相勤サセ候テハ勤向届兼候間、曇役人ニテ人体見合差出候ハバ、山方役人端書ヲ  
以構蔵筆者へ差出可相済候也。

(対訳)

1、諸村の桧山筆者の山番の際に、管轄の役人の割り振り次第で加勢筆者等からも補充し  
て勤務させている。気の緩みの基となるので、本役だけで勤務すべきこと。尤も何かの  
御用により勤務を補充せざるをえない場合には、耕作筆者・桧山筆者の間より人物を検  
討して山方役人の書付を以て提出し、在番の書類決裁を得た上で勤務させるべきこと。  
附 桧山担当筆者の病気又は忌引等の際の補充加勢筆者について、管轄役人の縁取次第  
で若輩の者共をも勤務させては仕事がはかどらないので、管轄の役人が人物を検討し  
て提出したら、山方役人は端書を以て担当の蔵役人へ提出すること。

一、諸村山のひや共代合之砌ハ、各曇役人構桧山筆者ニテ人体見合おかす差出候ハバ、山  
方役人能々人体相調、端書ニテ構蔵筆者へ差出、在番・頭印紙免を以可申付候。

(対訳)

1、諸村の山のひや共の交代の際は、各管轄の役人・担当の桧山筆者が人物を検討して推  
薦書を提出するので、山方役人は能々人物を調べ、端書を以て担当の蔵筆者へ提出し、  
在番・頭の書類決済を得て、山のひやを申し付けるべきこと。

一、唐竹之儀、船具其外島用無之候テ不叶処、竹敷差テ手入等モ無之故不致盛生、其上仕  
立高少島用ヲモ達兼別テ不自由体ニ候間、猶木又敷地見合仕立方相重、隨分手入為致盛  
生、島用無不足相達候様可申渡事。

附

一、竹之儀、三年迄ハ子出申事候間、風折ニテモ三年内ノ竹ニテ候ハバ致大切、根痛様  
可切取候。万一若竹伐絶候テハ竹子出生無之、自然ト憔悴イタシ候儀決定之事候間、  
入用之砌ハ四ヶ年以上之竹ヨリ伐取可相用候。尤年数相経候竹ハ遣場之強ニモ罷成旁  
以可宜候間、其了簡可有之候。

一、壅之儀、馬糞并稲糞之すぐふ又ハ牛馬・羊・豚之骨杯、竹之根不障様所ニ埋置候ハ  
バ別テ能有之候事。

(対訳)

1、唐竹は船具やその他島用に無くてはならないものなのに、竹敷地の手入れ等がさほど  
なされていないため繁茂せず、その上、その植栽高も少なく島用も達しかね、特に不自

由な状態になっている。敷地を検討して植栽面積を増やし、充分に手入れを行って繁茂させ、島用も不足なく調達できるよう申し渡すべきこと。

附

1、竹は3年までは竹の子が出るので、風に折れたものでも3年内の竹であれば大切にし、根を痛めないように切り取るべきこと。万一、若竹を伐り絶えさせると竹の子が生えず、自然に憔悴するのを決まっているので、必要な時には4年以上の竹から切り取って使用すべきこと。尤も年数を経た竹は造り場の補強にもなって宜しいので、その考え方を持っているべきこと。

1、壅は馬糞や稻・粟のすくふ又は牛馬・山羊・豚の骨などを竹の根に差し障りのない場所に埋めておくと特に効果がある。

一、竹敷之儀、杣山同前下知方入念、年々本数相改員數取占一帳ニ相總、在番・頭印押其付届可申渡事。  
附 是迄枯葉取除候処以来其儘差置候様可相心得候也。  
(対訳)

1、竹の敷地は杣山同様に指示方に念を入れ、毎年、本数を調べてその員数を一つの帳面にまとめ、在番・頭の押印を得てその報告を行うよう申し渡すべきこと。

### 杣山方取締方之科定左之通

一、杣山役人ハ無引合山内忍入致山工候者ハ伐取候樹木一本ニ付科松六拾本申付、伐取置候樹木ハ披露申出候者へ可相渡事。

(対訳)

1、杣山役人は、許可なく山に忍び入って山工をする者には樹木1本につき科松60本を申し付け、伐り取ってある樹木は知らせた者に授与すべきこと。

一、杣山致焼失候ハバ燒置候敷地一坪ニ付科米六合先申付山仕立料ニ可召成候事。尤科米難相調体之者ハ右ニ準科松相仕立サセ、自然地敷及大分科松逆モ難相調者ハ坪高ニ応シ御問合之上流刑ヲモ可申付勿論、何村之人數出火候儀ハ決定候得共何某ト取出不申候ハバ、右之科米其村中へ可申付事。

(対訳)

1、杣山を焼失した場合は焼失した敷地1坪に付き科米6合先申し付け、その科米は山の

造成料に充当すべきこと。尤も科米を調達できかねる状態の者は右に準じて科松を植樹させ、自然、敷地が広く科松とても調達できかねる者は坪高に応じ吟味のうえ流刑を申し付けるべきは勿論、何村の人々が出火させたと分かっているが、誰であるのか判明できない場合には、右の科米はその村の人々に申し付けるべきこと。

### 一、榎山焼明候企ヲ以致出火候者ハ御問合之上、一世流刑可申付事。

(対訳)

1、榎山を焼き払う企てを以て出火した者は吟味の上、一生流刑を申し付けるべきこと。

### 一、榎山土手内樹木仕立以後明地ニテ有之候共、其場へ差入作職仕間敷候。相背致作職候者ハ其敷地一坪ニ付科米六合先申付山仕立料ニ可召成事。

(対訳)

1、榎山の土手内に樹木を植樹し、以後、明き地になつても、その場所に入つて耕作してはならない。これに背いて耕作した者にはその敷地 1 坪に付き科米 6 合先申し付け、山の造成料に充当すべきこと。

### 一、帳付之用木盗取候者有之候ハバ一本ニ付科米六斗先、仕立山ヨリ若松盗取候者ハ木之大小無構上きち代倍取立ニテ弁償申付、半分ハ披露申出候者へ相渡、半分ハ山仕立料ニ可召成候。若榎山筆者・山当共内通ニテ伐取候ハバ、榎山筆者ハ役儀召迦一向奉公召留、山当ハ役儀召迦候上科米代取候者同断可申付事。

附 松片割為致候ハバ、構之役人・筆者加勢・山のひやは本文通り本ニ付六斗先、本人取付申候ハバ是又同断六斗、構役々・筆者加勢・山のひやは三斗先科米相懸候也。

(対訳)

1、記帳された用木を盗み取った者があれば 1 本に付き科米 6 斗先、仕立山から若松を盗み取った者は木の大小に構わず〔上きち代？ = 上記地代？〕の 2 倍の取り立てで弁償を申し付け、半分は通報した者へ渡し、半分は山の造成料に充当すべきこと。若し榎山筆者・山当どもが内通したうえで伐り取った場合は、榎山筆者は役職を解任して以後奉公（公職）を禁止し、山当は役職を解任したうえ科米代を取る者と同様に科米を申し付けるべきこと。

附 松を片割りした場合には、担当役人・筆者加勢・山のひやは本文通り 1 本に付き 6 斗先の科米、本人が盗み取った場合にはこれ又同様に 6 斗先の科米を懸け、担当役々・筆者加勢・山のひやは 3 斗先の科米を懸けること。

一、唐竹盜取候者不依大小壹本ニ付科米五升先、第ハ一本ニ付壹升先申付、半分ハ披露申出候者ニ相渡シ、半分ハ山仕立料ニ可召成事。

(対訳)

1、唐竹を盗み取った者は竹の大小によらず 1 本に付き科米 5 升先、竹の子は 1 本に付き 1 升先申し付け、半分は通報した者へ渡し、半分は山の造成料に充当すべきこと。

一、杣山・里山へ牛・馬・羊繫候者ハ系持ハ科米 6 升、百姓ハ科牢 1 日可召行事。

(対訳)

1、杣山や里山に牛馬・山羊などを繋いだ者は系持（土族）は科米 6 升、百姓は科牢 1 日執行すべきこと。

一、山方筆者加勢・并構村筆者杣山致番欠候者ハ勤星五日消除事。

(対訳)

1、山方筆者加勢並び担当の村筆者で、杣山の当番を欠席した者は 5 日の勤星を消し去ること。

一、山仕事之時、人夫寄不足之村ハ署役人・構之筆者科米六升先宛、構さばくりハ右ニ準鞭召行候事。

(対訳)

1、山仕事の際、人夫寄せ不足の村は、管轄役人・担当筆者は科米 6 升先づつ、担当のさばくりは右に準じて科鞭を執行すること。

一、同時、与人・目差・構之筆者不差越候ハバ科米三升先宛、尤御用支之品ニ応シ咎目之輕重有之候事。

(対訳)

1、山仕事の際、与人・目差・担当筆者が現場に赴かない場合は科米 3 升先づつ、尤も、御用に差し支える度合に応じてお咎目の軽重もある。

一、杣山方役人並諸村役人、構之山敷月六度之廻見欠候方ハ壹度ニ付科米三升先宛申付候事。

(対訳)

1、杣山方役人並び諸村役人、担当山林の月 6 度の巡見を欠席した者は 1 度に付き科米 3 升先づつ申し付けること。

(以下星取立記録之事・諸道具之事ノ二章アルモ之ヲ略ス)

右宮古島榎山仕立て儀法式帳ヲ以被仰渡置候得共職務帳無之差支候付、乾隆拾四巳年在番頭ヨリ組立、同三拾三子年与世山親方、咸豐七巳年翁長親方各御檢使之時損益ヲ以被仰渡置候処干今相替候事共有之、此節猶又損益置候間堅固相守候様、尤以後損益無候テ不叶節ハ押札ヲ以差登候様被仰付奉存候以上。

同治十三年甲戌十二月 御檢使 富川親方

(対訳)

右の宮古島榎山仕立て儀、方式帳を以て言い渡してあったが、職務帳がなく支障をきたしているので、1749年の在番・頭が立案し、1768年の与世山親方・1857年の翁長親方御檢使の時、損益を考慮して言い渡しておいた。しかし、今、変更すべき事などもありこの節また損益を考慮してあるので厳重に遵守する様。尤も以後、損益を考慮しなければならない時は押札をもって上国するように仰せ付けられている。

同治13年（1874年） 御檢使 富川親方

## 6 『宮古島近古文書』に見る「申年の大風」の榎山被災状況

1836年（道光16年）6月17日の夜半から翌17日の未明にかけて、宮古島は大きな台風にみまわれた。この台風で蔵元の各建物をはじめ村番所及び貯穀庫・御用布織家・苧積家・紺染家など211軒、学校所2軒、頭以下役人・士族子弟・百姓の家など6996軒、合計7209軒の家屋が倒壊し、倒壊した家屋や大木に押し潰されて男女69人の死者と多くの負傷者が出了。又、この台風では楚野利（ソノリ）榎山や大野榎山・蒲マ嶺榎山・大皆粉地（ミナコジ）榎山・保良新城後榎山・伊良部の武平榎山などの松の樹を中心とした諸樹木の大方が吹き倒されている。因みに、この台風は「申年の大風（サヌティカジ）」と称されている。この台風の後、旱魃・台風が続き芋豆などの作物が全滅、食料不足で飢饉に陥り1106人（男610人・女496人）の餓死者・病死者が出た。

次の史料は『宮古島近古文書』の「申年の大風」に関する記録である。この記録の中に榎山の被災状況が記されているが、その要旨は下記の通りである。

### 『宮古島近古文書』の「申年の大風」関連記録

①1836年の6月17日は曇天で東南東の風が少しばかり吹き、7ツ（午後4時）頃に風向きが変わったものの何ら疑わしい天気でなかった。ところが、意外にも夜半8ツ（午前2時）過ぎから翌朝の5ツ（8時）過ぎまでに暴風となり、蔵元の各座・各蔵や島中の人家・榎山の木・屋敷囲いの大木まで吹き倒され、死者男女69人と多数の負傷者が出了。

- ②村番所並び貯穀蔵・御用布織家・苧積家・紺染家など211軒、学校所2軒、頭以下役人・士族子弟・百姓の家など6996軒、合計7209軒の家屋が倒壊した。
- ③瓦葺きの船手座・御用布座・小与座・祥雲寺台所・詰医者仮家・船家なども倒壊した。
- ④蔵元並び同2階・仕上世座・所遣座・系図座・勘定座・在番並び同筆者・加増医者仮家・觀音堂仏像・漲水御嶽などは全て傾き、葺き瓦や壁板・雨戸・門戸まで大破した。
- ⑤蔵元各座・各村番所の帳面は全て濡れたが、乾かしたり書き写したりした。
- ⑥杣山の樹木は約20分の1程は残っているが、大方が枯れかかっており、全滅の状況である。
- ⑦楚野利杣山や大野・細竹・蒲マ嶺・大皆粉地・保良新城・伊良部島の武平杣山などの松木は大方が吹き倒された。
- ⑧2隻の多良間地船が宮古島を出帆して多良間島へ向かった。途中、雨模様になったので1隻は野崎の赤浜に停泊したが、その夜半に暴風となり船は何処かへ吹き流されてしまった。乗組員は上陸して無事だった。他の地船1隻はそのまま多良間島へ向かった。

〔當島今月十七日之夜半頃ヨリ翌朝迄台風之成行左ニ申上げ候覺〕

（宮古島・今月17日の夜半頃より翌朝まで台風の状況を報告する）

一、當六月十七日、曇天、風卯辰之間、時々小雨降、七ツ時分ヨリ風丑ノ方ニテ少々吹越候得共、何楚疑敷天氣相ニテモ無之候処、以之外其夜ハツ時分頃ヨリ翌十八日五ツ後迄大雨添テ致大風、座々蔵々並島中人家又ハ杣山樹木村々屋敷囲之大木迄モ都テ被吹倒、右ニ付住家樹木ニ被覆及失命ニ候者男女六拾九人、其外手足相損段々疵付候者餘多罷在、何共苦々敷仕合御座候。

附・風根之儀、十七日ノ夜中者子丑ノ間、翌日早朝ヨリハ巳午之間、四ツ頭時分ヨリ漸々相上、九ツ時分ヨリ静ニ相成申候。

訳・当6月17日は曇天で東南東の風が吹き時々小雨が降っていた。7ツ（午後4時）頃より風向が北北東に変わり少々の風が吹いていたが何ら疑わしい天気でなかった。ところが以外にもその夜の8ツ（午前2時）頃から翌18日の5ツ（午前8時）過ぎまで大雨を伴った大風となり、蔵元の各座・各蔵や島中の人家、又は杣山の樹木・村々の屋敷囲いの大木までも吹き倒され、そのため住家・大木に覆われて男女69人が失命、その他、手足を痛めたり負傷した者が多く出た。何とも悔しいことである。

附・風向の儀、17日の夜中には北北東の風、翌日早朝からは南南東の風となり、

4 ツ（午前10時）頃から漸く風は衰え、9 ツ（12時）頃には静かになった。

一、諸村番所並貯蔵御用布織家苧積家紺染家式百一壱軒、学校所貳軒、頭以下役々諸二才達百姓家六千九百九十六軒、合七千貳百九軒吹倒候処、島中惣体之事ニテ俄ニ葺替不罷成候ニ付、被吹散候右力ヤ壁取集、番所並人家各村之大小又者家内人数ニ應、當分風雨之防方迄假ニ作調候様申渡置候。尤殘家六十五軒有之候処大破相成難住居候得共大修補ニテ漸ク相住居申候。

附・當年貢残穀之儀、此間取納仕置候分ハ村々貯蔵ニ取入置候処都テ濡掛候段、役々申出有之、吃ト干拵ヲ以テ致格護候様申渡置候。

訳・諸村の番所並びに貯蔵・御用布織家・苧積家・紺染家など211軒、学校所2軒、頭以下役人・土族の子弟たち・百姓の家など6996軒、合計7209軒が吹き倒されたが、島中が同じ状態であるため俄に葺き替えることができず、吹き散らされたカヤ壁を取り集め、番所・人家、村の大小又は家内人数に応じ、当分の間、風雨を防げるだけの仮小屋を建てるよう申し渡した。尤も65軒の人家が残っていたが大破して住める状態でなかったので、大補修を行って漸く住めるようになった。

附・当年の年貢の残り穀物について、この間に取り納めた分は村々の貯穀蔵に取り入れて格護してあったが全て濡れてしまった旨、役人たちから報告があったので、必ず干し乾かして格護するよう申し渡した。

一、船手座御用布座小與座祥雲寺臺所權現殿拝殿詰醫者假屋船屋之儀、瓦葺ニテ候処悉ク吹倒材木モ折碎申候。右ニ付俄ニ葺替方不罷成、船手座御用布座役人者藏許江引移、小與座詰醫者假屋祥雲寺臺所之義、當分小屋掛ニテ相渡、先寄時節見合漸々葺調候様申渡置候。

附・權現堂拝殿並船屋両所之儀、普請仕候迄之間者是非取鎮置候様申渡置候。

訳・船手座・御用布座・小與座・祥雲寺台所・權現殿拝殿・詰医者仮屋・船屋は瓦葺であったが悉く吹き倒され材木も折れ砕けた。そのため俄に葺き替えることもできず、船手座・御用布座の役人は藏元へ移り、小與座・詰医者仮屋・祥雲寺台所の儀は、当分の間、仮小屋を渡し、先と同様、時節を見合わせて葺き調えるよう申し渡した。

附・權現堂拝殿・船屋両所の儀は、普請（建築工事）を行うまではそのまま安置するよう申し渡した。

一、藏元並同所間之二階仕上座所遣座系圖座勘定座又ハ在番並同筆者加增醫者假屋觀音堂祥雲寺本家權現堂佛殿張水宮之義，漸々相保候得共都テ吹傾キ葺瓦壁板雨戸門戸迄干大破相成候ニ付，解取大修補不仕候テハ難住居候得共，此涯別テ百姓等極難之砌，修補料逆干不相調得段見及，無是非餘程相傾キ危ク有之候方江助木為致，且又，古板トマ杯ニテ所々修補サシ漸々相住居候間，百姓手間見合漸々相調候様申渡置候。

附・藏許壱軒ハ雨戸壁板所々吹破候迄ニテ都テ堅固ニ有之候。

訳・蔵元並びに同所の2階・仕上座・所遣座・系図座・勘定座、又は在番並びに同筆者・  
加増医者仮屋・觀音堂・祥雲寺本家・權現堂仏殿・漲水宮の儀は、漸く保っているが  
全て吹き傾き、葺瓦・壁板・雨戸・門戸までも大破しており、解体して大修理しなくて  
は住み難いけれども、この度は特に百姓らも極難に陥っているので、修理料を調べ  
る見込みもなく、仕方なく、余程傾いて危険な所には助木を施し、且つ、古板トマ等  
で所々を修理して漸く住めるようにしたが、百姓らの手間を見計らって相調えるよう  
申し渡した。

附・蔵元1軒は雨戸や壁板が所々吹き破れただけで全て堅固な状態である

一、諸座並村々番所諸帳之儀、都テ濡掛リ用立不申候等モ有之候得共、干ワカシ又ハ写方ヲ以何楚差支申間數段役々申出候。

附・村々御用布機並藍具其外ノ諸道具多分致損失居候段申出候付、夫々用事ノ緩急  
見合漸々相仕立候様申渡置候。

訳・蔵元の各座並びに村番所の諸帳の儀、全て水に濡れ用をなさない物もあるけれども、乾かし又は書き写したので何ら支障はない旨、役人たちから報告があった。

附・各村の御用布機並びに藍具。その他の諸道具類が大分損失しているとの報告があつたので、それぞれ用事の緩急に応じて仕立てるよう申し渡した。

一、杣山樹木之儀、都テ折倒大抵貳拾部壱社（程？）相殘候哉之見立ニテ候処、残分モ曲木勝ニテ難用立候上、枝葉被吹折根本相弱漸々枯掛リ最早山絶之涯相成、先様船作事家材木等何様可相調哉極々念遣仕事御座候。右ニ付以来一廉手替之下知方ヲ以テ来年ヨリ先年賦ヲ以テ隨分相仕立候様堅ク申渡置候。尤折損高木數取メ首尾可申上之処、島中之山敷右通委ク吹損、大粧之本數其上諸木阿谷棟折塞、山中之出入モ不相達候付取メ方不罷成、腰書之通部付ヲ以テ申上候。

訳・榎山樹木の儀、全て折れて倒れ約20部1程度残っていると見込んでいるが、残った樹木も曲木が多くて用立てなり難く、枝葉は吹き折れ根本は弱くなつて枯れかかり、最早、山絶えの状況となつてゐる。以前の様に船作事・家の材木等、どのように調べるべきか大変心配している。右に付きこれからは一廉手替えの下知を行つて来年より先は年賦を以て樹木を仕立てるよう堅く申し渡した。尤も折れた高木の数を取りまとめて報告すべきであるが、島中の山敷は右の通り吹き損じており、大変な本数の上、諸木・阿谷などが折れ乱れて塞がり、山中の出入りも出来ないので取りまとめることができず、腰書の通り部付を以て報告する。

附

一、楚奴利續之榎山、長4里程・横貳百五拾間程仕立ノ松木惣体折倒申候。

一、大野榎山、長七合・横五合程仕立ノ松木大抵貳拾部毫程ハ相残り、其餘ハ折倒申候  
處、殘分モ漸々枯掛リ今躰ニテハ以後相保候義別テ無心元存申候。

一、野田榎山、長四百間程・横貳百五拾間程、右同断。

一、コマダケ續之榎山、長三里程・横貳百間程、右同断。

但四ヶ所榎山之義、諸木盛長宜ク、殊ニ漲水シラ場近所ニテ船作事家材木等、此  
四ヶ所ヨリ相達別テ重寶之榎山、就中ソノリツツキノ義、當島大一之風水所古今  
申傳候。

一、蒲マ嶺榎山、長六百間程・横四拾間程仕立之若松木、右同断。

但平良五ヶ村風水所之由、去ル已年風水巳神山里之子親雲上渡海之時申傳置候。

一、大皆粉地榎山、長六合程・横五合程仕立ノ松木五部毫程ハ相残り其餘ハ折倒申候。

一、保良新城西村後ノ榎山、長五合程・横八拾間程仕立ノ松木半分程相残餘ハ折倒申候

但二ヶ所榎山之義、漲水セラ場四五里程相隔作事等ハ難相調候得共、役所普請之  
時朽木床木其外都テノ羽遣且保良新城両村ノ抱護並諸用事相達重宝相成申候。

一、伊良部島武平榎山、長四合程・横二百五拾間程仕立ノ松木惣体折倒申候。

一、被吹倒候諸木ノ内所用可相成等ハ成限吃ト取鎮致格護候様構ノ役々ニ申渡置候。

一、唐竹之儀、都テ吹倒候付所用可相成分ハ取メ格護申渡置候。

一、村抱護並海垣之儀、百姓等手明次第漸々阿谷諸雜木等植付候様申渡置候。

一、屋敷之圍石被吹崩且諸木折倒道筋相塞人馬之往来不罷成、折角下知方ヲ以テ取除サ  
シ候得共大木ハ急ニ取鎮方不罷成、干今人馬通兼候処多々有之候付、手明次第吃ト  
取鎮候様申渡置候。

一、牧馬六拾九疋ノ内拾九疋牧之外磯邊江被吹散、於濱涯ニテ落申候。

一、役々並百姓等所持之馬拾疋牛二拾疋羊六拾二疋落申候。

附・犬猫庭鳥豚杯大分落候段候得共、軽畜類ニテ取メ不申候。

- 一、百姓等所持ノコリ舟八拾貳艘佐和田村用之剥小舟毫艘損用立不申候。
- 一、島尻狩俣両村往来ノ杠道長五拾四間横九尺高七尺相崩人馬之往来不相違候処、積立手間夫大分ニ相見得當時節難相調候間、先寄百姓手明見合積立候様申渡置き候。尤右杠ヨリ東南方野田杣山西ノ端ヨリ脇道有之、餘程回遠ク候得共当分是ヨリ致往来候様申渡置候。
- 一、多良間島ノ義、大風以後便船無之未何分ト相知不申候得共、八重山島仲立馬艦今月二三日如御国元当島近ク致通船池間村ノ者共クリ舟漕出左右承届候由ニテ、八重山島江ハ此大風無之其日嵐模様ニ有之候迄ニテ諸作毛等相痛不申段乗合役々ヨリ問合有之、兎角多良間島モハ重山島同篇杯ニテ可有之哉ト察悦仕居申候。何分到来次第後便ヨリ委細申上答後座候。

右之通在来無比類大変ニテ御届為可申上ヶ上地與人耕作筆者真壁仁也飛船便申付差登申候。以上

平良親雲上

申ノ六月二九日

下地親雲上

砂川親雲上

仲本筑登之親雲上

金城筑登之親雲上

御物奉行所

知花親雲上

訳 附

1、楚奴利続きの杣山、長4里程・横250間程仕立の松木は全て折れて倒れている。

1、大野杣山、長7合・横五合程仕立の松木は約20部1程は残り、その他は折れて倒れている。残った松木も枯れかかり、今の状態では保てるかどうか不安である。

1、野田杣山、長4百間程・横250間程、右に同じ。

1、コマダケ続きの杣山、長3里程・横2百間程、右に同じ。

但し、4ヶ所杣山の儀、諸木の成長が良く、殊に漲水シラ場に近く、船作事や家材木などはこの4ヶ所から調達する重要な杣山で、中でもソノリ続きの杣山は、宮古島第一の風水所と古くから伝えられている。

1、蒲マ嶺杣山、長6百間程・横40間程仕立の若松木、右に同じ。

但し、平良5ヶ村の風水所である旨、去る巳年に神山里之子親雲上が来島した時申し渡されている。

1、大皆粉地杣山、長6合程・横5合程仕立ノ松木は5部1程は残っており、その他は

折れて倒れている。

1, 保良・新城の西村後の榎山，長5合程・横80間程仕立の松木の半分は残っておりその他は折れて倒れている。

但し，2ヶ所の榎山の儀，漲水セラ場から4・5里程離れており，船作事等には調達し難いけれども，役所の普請（建築）の時の桁木・床木・その他の羽遣，且つ、保良・新城両村の抱護並びに諸用事の調達など重要な榎山となっている。

1, 伊良部島の武平榎山，長4合程・横250間程仕立の松木は全体が折れ倒している。

1, 吹き倒された諸木の内，使用できる木はなるべく取り集めて格護するよう申し渡してある。

1, 唐竹の儀，全て吹き倒されているので，使用できる分は取りまとめて格護するよう申し渡してある。

1, 村抱護・海垣の儀，百姓等の手が明き次第，阿谷・諸雑木等を植え付けるよう申し渡してある。

1, 屋敷の囲石が吹き崩され，諸木が折れて倒れて道を塞ぎ，人馬の往来ができなくなっている。折角，下知して取り除かせているけれども大木は急には始末することができず，今でも人馬の通りかねている所が多くあるので，手が明き次第，必ず始末するよう申し渡してある。

1, 牧馬69疋の内，19疋は牧の外の磯辺へ吹き散され浜崖から落ちた。

1, 役人・百姓等所持の馬10疋・牛20疋・山羊62疋も落ちた。

附・犬・猫・庭鳥・豚なども大分落ちたけれども，軽畜の類なので取りまとめてていない。

1, 百姓等所持のクリ舟82艘・佐和田村用の剥小舟1艘は破損して使用不可能となっている。

1, 島尻・狩俣両村往来の矼道は長54間・横9尺高7尺崩れて，人馬の往来ができなくなったが，積み立てに要する手間夫が大分かかりそうなので，時節柄，調達し難いため，先のように百姓の手が明き次第積み立てるよう申し渡してある。尤も，右の矼より東南方，野田榎山の西の端から脇道があり，遠回りではあるけれども，この道を往来するよう申し渡してある。

1, 多良間島の儀，大風以後便船がなく状況が分からなければ，御国元（沖縄）へ向かう八重山島の仲立馬艦船が今月23日に宮古島近海を通船，池間村の者どもがクリ舟を漕ぎだし状況を承った由にて，八重山島へはこの大風はなくその日は嵐模様をかもしただけで諸作毛などに影響はなかった旨，乗合の役人らより報告があった。兎に角，多良間島も八重山島と同様であろうと推察し悦んでいる。状況が届き次第，

後便より詳細は報告するつもりである。

右の通り在来無比の大変なので御届け申し上げるべく、上地与人・耕作筆者真壁仁也に飛船を申し付け差し登らせる。以上。

以上は「申年の大風（道光16年＝1836年）」の被災状況である。この台風で宮古の杣山は全滅状態を呈する程の被害を被っている。その後の杣山の状況について『上杉県令先島巡回日誌』（明治15年）は「今を去る47年前（道光16年＝1836年）に大風ありて人家は勿論、過半毀壊し、山野の樹木に至る迄吹き倒され、為に全島の諸山は禿山となり当時の死者の数三千人と称す。而して連日暴風収まらず其最も強風の來たりしこと7回に及ぶと言う。是を以て元来の作物を害し、且つ農民の悉く死を避けるに汲々として田畠に耕の暇なく、結局遂に大飢饉と為れり。此時始めて蘇鉄を喫したり。其他、未だ曾て蘇鉄を喫したる覚えなし。其大風前迄は当地方にも陶器製造を為したるとも、以来、樹木を以て薪炭に為す可きものなく、島民日常の薪炭すら尚且つ欠乏せし故、一切陶器の製造を禁止せられたり。前顕の如く未曾有の大事変に遭遇せしを以て島中大樹なし。村端に松林あり。是れ即ち大風の後植付けたる樹木にして未だ其星霜20年を経ず。其他、一昨年（明治13年）、四千坪程松樹を栽植したり。実地古来の経験に因れば島中に適応する樹木は松に過ぎず。凡そ20年位の年数を経ば家財に供するに足るべし。全島樹木の未だ薪炭に供すべきものなきを以て茅（ギスク）等の草を以て日用薪に充て敢て不足なし」と記している。

「申年の大風・飢饉」の8年後には「辰年の大風（1844年）」。その8年後の1852年には「子年の大風・飢饉」に宮古は襲われている。「子年の大風・飢饉」では三千人余の餓死者・病死者が出て、宮古の各村とも疲弊状況が続く。数年後、役人と村人が一体となって原野・荒地・休耕地などを開墾し、農作業に専念して飢饉後の疲弊から復興していくが、疲弊から復興するのに凡そ10年の年月を費やしている。『県令日誌』の「村端に松林あり。未だ其星霜20年を経ず」とあるのは約20年前程、即ち1862年頃、宮古が飢饉の疲弊から漸く復興した時期に松の植樹がなされたということなる。その10数年後の1874年に「富川親方」は檢使として来島し、再度、『杣山方式帳』『杣山職務帳』を交付して杣山の造成・保護・監督を指示している。

## 7 まとめ

以上、『白川氏正統系図家譜』『就杣山惣計条々』『与世山親方規模帳』『富川親方規模帳』『富川親方宮古島職務帳』『宮古島近古文書』『上杉県令先島巡回日誌』『沖縄県森林視察復命書』等の史料から杣山関連の事項を紹介してきたが、ここで簡略にまとめることにする。

## (1)宮古島の造林

宮古島の造林は、1655年に白川氏正統10世恵根（下地の頭・大首里大屋子）が琉球から小松数株を宮古島に導入し、更に1681年に小松2000本を王府に要請し下地間切の洲鎌村に植樹して松林を造営したのに始まる。この恵根の志を継いで同氏正統12世恵治（平良の頭・大首里大屋子）は、1715年に王府の命を奉じ野田山と大野山に松林を造営し、更に宮古島8カ所に諸木林を造営した。又、同氏正統13世恵通は1729年に松山造林の下知役を命じられ、1737年には平良の頭・大首里大屋子に就任。この年、林政に着手した王府は「杣山方式帳」を交付、宮古では在番を頂点に杣山を総轄する杣山惣主取「在番筆者1人・頭1人」が配置され、この杣山惣主取に平良の頭・恵通が任せられた。宮古で初めての杣山惣主取である。1738年には蔡温から「山林の法」「決川の法」を学び、1740年には宮古島・伊良部島・多良間島の山林敷地測量図を作成。1742年には村垣・海垣・御嶽・竹山・蘇鉄山を造成。更に、大皆粉地に松敷地・大武山に松並び諸木敷地・蓑隅に松敷地・大嶺に松敷地・長山に松並び諸木敷地・深底に唐竹敷地を造成し、櫻木・福木・杉・桐・茶木・イチヨ・シマヤマ木・桔木・ヨス木・山桃などを各地に植樹してその造林に専念した。

## (2)杣山造成の目的

『就杣山惣計条々』は、宮古の杣山造成の目的について「宮古島には以前から山敷の区別がない。杣山さえ造成してあればその島の造船や家の建築など、他所に頼ることなく済むけれども、今も造船の際には八重山に渡り材木を所望し造船を行っている。家の材木も八重山から買い取り、或いは沖縄本島から購入し、或いは大和船・馬艦船より高値で買い取っているため、段々、経費が重なりその地の負担加重となっている。これは畢竟、宮古島に杣山がないためである。これにより新規に杣山の造成方を詳細に指示してある。」と記している。

## (3)杣山制度

1736年、琉球王府は杣山の管理・監督を目的に山奉行所を設置し、翌1737年には『杣山方式帳』『山奉行所規模帳』を交付、更に1747年には『杣山方式仕次』『樹木播種方法』、1748年には『就杣山惣計条々』、17512年には『山奉行所規模仕次』『山奉行公事帳』等を次々と発布して杣山制度の基礎を確立した。

## (4)宮古の杣山管理体制

1736年、山奉行所が設置され、国頭・中頭には山奉行並び山筆者が配置されたが、宮古・八重山にはこれを配置せず、王府派遣の在番にその職務権限が与えられた。宮古では在番

を頂点に在番筆者1人・頭1人が惣主取となり、各間切には下知役として首里大屋子か与人の内1人と目差1人が任命された。その配下に各村役人（杣山筆者・杣山仮筆者）が配置され、更に、村役人の下に村人から充当される山当・山のひやが配置された。これら山当・山のひやは村役人の指示に従い、營林・保護・取締り及び用木の伐採などに従事するという杣山管理体制が整備された。但し、杣山仮筆者は当初10人配置されていたが1768年に廃止、下知役は1869年に加増されて与人4人・目差4人の定勤となり、宮古島に3手・伊良部島に1手、合計4手の下知役が配置された。これら役人の交代の際は、惣主取の1人は在番が新在番筆者に割り振り、頭の惣主取1人は王府で検討して任命、下知役は在番・頭が与人と目差の人柄を調べ王府へ上申書を提出した上で任命した。山のひや共の交代の際には、管轄の役人・担当の杣山筆者が人物を検討して上申書を山方役人を経て蔵筆者に提出し、在番・頭の決裁を得て任命した。

#### (5) 杣山方日常勤務の注意事項

- ①毎日、午前10時に出勤し退座は2時、多忙な時には刻限に構わず勤務すること。
- ②出勤したら規律正しく一礼してから仕事に取りかかること。
- ③外勤並びに忌引・病気で休暇を取る者は午前10時までに理由書を提出すること。
- ④諸帳面・諸書類・万控差紙などは全て芭蕉紙を用いること。
- ⑤後年、参考となる帳面・書類は一つの帳面に掲載し、年号月日を付して引き継ぐこと。
- ⑥杣山保護の勤務帳は毎年2月・4月・10月に虫払いをすること。
- ⑦台風並び役座近くで火事があった場合は、関連の座元に馳せ参じ座元を保護すること。

#### (6) 諸役人の杣山勤務事項

- ①在番は、年に1度、惣主取と一緒に年間の山林造成面積を確認し、島中の新杣山・古杣山の全てを視察して增加分を計算し、琉球に帰国する際、その善惡の経過・結果を報告すべきこと。
- ②惣主取は、毎年春と秋の頃、2度、耕作巡視を兼ねて各村を通り、各村担当の杣山役人並び杣山筆者を連れて山林を視察し諸事の下知方に専念すること。
- ③杣山役人・諸村役人は、月に6度は管轄の山林を巡回し、当番の杣山筆者や山方加勢筆者・山のひや共の勤務ぶり又は山中取締りの緩嚴を現場確認し、在番・惣主取に経過・結果を報告すること。
- ④多良間島は遠海の地で惣主取が渡島して下知することができないので、諸役人の責任で宮古島と同様に「山法」の通り働き、赴任中の樹木仕立高を纏めて、交代の際、後任の役人に引き継ぎ、宮古島に帰島したら惣主取・在番・頭に経過・結果を報告すること。

⑤山方加勢筆者は、山の広狭に応じて3人づつ当番を割り振り、当番の際は担当の榎山筆者一同と昼夜勤務し、朝晩の両度、山中を巡回し、交代の際は後番と会って厳重に引き継ぎを行い、担当役人に経過・結果を報告すること。

#### (7)榎山造成・造林・管理

①榎山の内、皆粉地榎山・大野榎山は特別な所柄で、広大な敷地となっている。他の榎山と同様に各村分を以て造成していくは達成できないので、皆粉地榎山は保良・新城・比嘉・長間・友利・砂川・福里・西里添村の8か村で造成し、野田榎山はその他の村に割り振り、2か所の造成を終えた後で、その他の榎山は所柄・後先を考え造成すること。

②松の種子は時期を見てもり取り、敷地はあらかじめ焼き払っておいて、10月頃に蒔き入れること。芽生えて密集状態の所は引き取って他の敷地に移植すること。

③小松の密集している所は間引きして、使用できる物は役所用とし、余りは各村の百姓共に配当すること。

④イヌマキ・シイノキ・イジュ・イスノキは、実が熟した時分に種子をもり取り、種子おろしをして、生育次第、適当な場所に移植すること。

⑤イヌマキ・福木・ハゼノキ・センダンは元々島中にあるので、これも種子おろしをして里山・榎山の土手内など、場所を見はからって造林すること。

⑥松・櫻木・ヤラブ・福木・センダン・タマホエ・イスノキの種子は、実の成る毎に諸村の正人（15才～50才）に定手形を割り振っておき、櫻木の種子は6月中旬、福木・センダン・タマホエの種子は8月中旬、松木の種子は9月中旬、イスノキの種子は10月中旬、ヤラブの種子は11月、山方役人・筆者は月限の通り種子を取り納めること。

⑦宮古にない諸木・苗は沖縄本島から購入してその造林を行うこと。

⑧樹木を植樹して下草の除草を行わないと樹木は成長しないので、小木の内は毎年春秋の両度、管轄の山々を頭廻（14才以下51才以上）の老若男女を集め下草の除草をさせること。樹木が成長し出火の心配がなくなれば除草を行わなくともよい。台風の後には山筆者・山当は被害調査を行い、木の根が弱っていたら固めること。余所から移り火がないように「火の用心の道」を横3間（約5,46m）程場所により開け通しておくこと。

⑨土手（堤防）の外側の葉山・畑に支障のない場所に茂っている諸木は、村の重宝・畑の保護にもなるので妄りに切り開かないこと。

⑩万一、山中に出火があった場合には、他村であっても最寄りの役人・百姓は早速馳せ参じて消火にあたること。榎山近辺・野原辺りを炬火（たいまつ）を持って通る時は、慎重に通ることは勿論、道路に落火を見つけたら直ちに消すこと。榎山近くに居住する者で希望があれば山番を申し付けること。

⑪新築・補修・造船等の時、必要な材木は船手座、勘定座、在番・頭の決裁の上、諸村の正男に必要に応じて平等に割り振って樹木の伐採を行うこと。

⑫地船・その他の船々に役立つ程の木は一々調べて札を付け、用木帳に記載して置いて、地船の補修・船作業などに右の用木の内から伐採した時は、在番・頭の決裁を以て記帳すること。

⑬各村の共同又は自分仕立ての里山から松木や法度の樹木を伐採する時は、杣山係へ申請し、惣主取の決裁を以て杣山役人・筆者、立ち会いのもとで伐採すること。

⑭里山・抱護林から樹木を伐採し、又は妄りに牛馬などを繋ぐ者は、看板を以て科料を定め、日科米を懸けて厳重に取締りを行うこと。

⑮松木・イジュの木・樺木・タマホエの木・カラクルハウ木・ヤラブ木・シイノキ・イヌマキ・福木・香木・イスノキ・センダンの木。これらの樹木の自由な伐採を禁止する。その取締りのため非番の山方筆者加勢共から組番を作つて平良5か村の境界に配置し、常時巡回を行うこと。これらの樹木を持ち通る者を捕らえたら、樹木は取り上げたうえ3日間の牢込めにすること。

#### (8)取締罰則

①杣山や里山に牛馬・山羊等を繋いだ者は、士族は科米6斗先・百姓は科牢1日とする。

②許可なく山に忍び込んで山工をする者は、樹木1本につき科松60本を申し付ける。

③杣山を焼失した場合は、敷地1坪につき科米6合先を申し付け、科米は山の造成料に充当する。科米を調達できない者は科松を植樹させる。焼失面積が広くいざれも調達できない者は坪高に応じ吟味して流刑を申し付ける。何村の者が出火させたと分かっているが、誰であるのか判明しない場合は、その村の人々に科米を申し付ける。

④杣山を焼失する目的で出火した者は、吟味の上、一生流刑を申し付ける。

⑤記帳された用木を盗んだ者は、1本につき科米6斗先、仕立山から若松を盗んだ者は科米2倍の科米。科米の内、半分は通報した者に与え、半分は山の造成料に充当する。

⑥杣山筆者・山当などが内通して盗んだ場合は、杣山筆者は役職を解任して以後公職を禁止し、山当は役職を解任したうえ科米を申し付ける。

⑦唐竹を盗んだ者は、1本につき科米5升先、竹の子は1本につき1升申し付ける。内、半分は通報した者に与え、半分は山の造成料に充当する。

⑧山方筆者加勢・担当の村筆者で、杣山の当番を欠席した者は5日の勤星を消去する。

⑨山仕事の際、人夫寄せ不足の村は、その管轄役人・担当筆者に科米6升先づつ、担当のサバクリには科鞭を執行する。

⑩山仕事の際、与人・目差・担当筆者が現場に欠席した時は、科米3升先宛申し付ける。

⑪~~山役人~~・諸村役人、管轄の山林の月6度の巡見を欠席した者は、1度に付き科米3升先づつ申し付ける。

など、~~山役人~~の造成・造林・造営・管理・監督に関して、大凡、上記の様に詳細にわたる指示及び罰則規定などが設けられていた。

## 8 おわりに

平良市総合博物館の北方に平良市熱帯植物園がある。宮古島観光名所の1つである。植物園が整備される以前は大野山林と称され、近世時代には松樹を主体とする~~山~~の1つであった。又、平良市の西方・市街地と久松の境界に蒲マ嶺公園がある。今は市民の憩いの場所となっているが、ここも蒲マ嶺~~山~~と称する~~山~~であった。近世時代の宮古にはこの大野~~山~~・蒲マ嶺~~山~~の他、楚野利（ソノリ）~~山~~・野田~~山~~・細竹~~山~~・大武~~山~~・皆粉地~~山~~・保良新城後の~~山~~・大嶺~~山~~・長山~~山~~・伊良部島の武平~~山~~・多良間島の~~山~~などがあり、近世時代から戦前まで、行政・各村によりその造成・造林・保護・管理・監督が厳重に行われてきた。しかし、戦時中の日本軍による陣地構築用材としての森林の乱伐・イギリス軍による連日の空襲などで大方の~~山~~が荒廃。戦後はサラ台風・コラ台風・デラ台風など大型台風による被災・更に本土復帰後の急速な開発の波に洗われて、1955年時点での森林率30%を保っていた宮古の森林率は現在16%、全国の67%・沖縄本島の47%に比べ極端に低い数値となっている。近世時代の~~山~~の造成は、造船用材・家屋建築用材などの自給自足及び村や畠を抱護することに目的があった。現在、目的は違えども「生活用水を全て地下水でまかなっている宮古島では地下水の保全及び涵養は大変重要なこと」として、宮古島上水道企業団による「水源涵養林造成事業」や平良市による「各種の造林事業」などが進められている。「人間が心地よく生活を営むための必要な森林率は30%がめやす」とされる。これら各種の「造林事業」により、20年或いは30年後、「蘇った襟裳（えりも）の春」の如く、人に心地よい緑豊かな「宮古の春」が蘇ることを祈るものである。

## 参考文献

- ①『白川氏正統系図家譜』(1754年)
- ②『富川親方宮古島職務帳』(1874年)
- ③『就~~山~~惣計条々』(1748年)
- ④『宮古島近古文書』(明治12年)
- ⑤『与世山親方規模帳』(1768年)
- ⑥『上杉県令先島巡回日誌』(明治15年)
- ⑦『富川親方規模帳』(1874年)
- ⑧『沖縄県森林視察復命書』(明治26年)